

社民、大衆の合同は幹部の合同にあらず。舊社民、舊大衆
兩黨大衆の合同とせねばならぬ。故に我々は此際左の決
議案を案す（決議文別紙）

決議文

本大會は舊金國労働大衆黨並に舊社會民衆黨福岡縣聯
合會の合同を促進し合同完成の上社會大衆黨支部福岡
縣聯合會の支持團體たらんことを決議す

昭和七年十月十七日

全農福岡縣聯合會結成大會

6 秋季闘争の件

佐保高說明

十月三十一日より秋季闘争の野外組織を開始する
本年地主共は豊年満作と宣傳傳してゐるが、七月上旬の
水害、九月上旬の凶害等に因り決して豊作ではない、
五割三分引かねば絕對承認しないのである。

日本は地主に取りに来らせること但し一俵に付進貢二十
銭を出せば持つて行つてやる。 可決

7 農民學校の件

田原春天說明

有利産業農民労働學校第三回を明十八日と十九日の二日間
京都府行橋町に開催するに付多数出席願ひせられ度し、
尚右學校建設資金募集中なるを以て其の完成に協力を進
む。

8 緊急勸募

林英俊提出

無産階級労働法今案廢の件
現在我々の運動に障害ある諸法令を改廢せしめよ
實行方法 議會行動と大衆行動に依り我々の行動に依つ
て闘ひ取る。

9 福岡消費労働組合結成の件

藤倉久雄說明

農民と無産市民の爲に消費組合を組織せよ、